

議案第 31 号

里庄町消防団条例の一部改正について

里庄町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

災害が多発化・激甚化している近年において、消防団に求められる役割も自ずと多様化してきていることから、幅広い層の消防団員を任用し、消防団員を減少させることなく地域防災力を維持・強化し、地域住民の生命・身体・財産を保護するために、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和4年6月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町消防団条例の一部を改正する条例

里庄町消防団条例（平成18年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「する者。」を「し、又は勤務する者」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「50歳未満の者。」を「の者」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。